平成２８年（フ）第７６５号
京都市西京区大原野灰方町59番地５
破産者　ファミリー企画石田芳恵こと　石田芳恵
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
鳥取県米子市米原１丁目４―20米原第２ビル302、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町山田井299番地
破産者　石川　達也
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第５７号
福岡県宮若市龍徳175番地２
破産者　岸田ひろみ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５８号
福岡県宮若市龍徳175番地２
破産者　岸田　寿樹
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１７５号
長崎県長崎市田中町1397番地
破産者　井**原**　将貴
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第６６３号
千葉県市川市曽谷７丁目12番５号（クリザンテーム高橋Ⅱ103号）
破産者　郡司　彦樹
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
北海道川上郡弟子屈町高栄２丁目３番36号
破産者　藤田建設株式会社
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４号
栃木県栃木市箱森町25番49号
破産者　株式会社キャリック
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３０５号
千葉県浦安市富岡２丁目２番13―403号
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８６号
名古屋市緑区鳴海町字小森８番地の１　サンヴィラ野並Ｂ棟511号、開始決定時の住所名古屋市千種区穂波町２丁目93番地　Ｏｒｄｅｎ穂波102号
破産者　古橋　直樹
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８号
神戸市兵庫区福原町１番３―202号
破産者　有限会社神戸営財
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１号
島根県松江市八雲町東岩坂65番地３
破産者　有限会社日野砕石
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８２号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート11棟306号
破産者　伊藤　和子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２４９号
大阪市鶴見区今津中３丁目７番６号
破産者　東栄株式会社
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８号
（最後の住所）岡山市中区倉田677―１（岡山東中央病院）
破産者　亡居嶋正義相続財産
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２７号
香川県さぬき市津田町津田2875番地８、旧住所徳島県徳島市佐古六番町12番29号　藤野食品
破産者　藤野　泰弘
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２９号
香川県さぬき市津田町津田2875番地８、旧住所徳島県徳島市佐古六番町12番29号　藤野食品
破産者　藤野　修司
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２５号
北海道千歳市北信濃724番地　102特大本管中
破産者　末藤　　聡
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部